

四 発行方法	五 募入決定の方法	六 発行額	七 払込金額	八 最低額面金額	九 振替単位	十 発行行	十一 発行価格	十二 利率 十三 経過利率 の払込み
し、その振替機関は日本銀行とする。利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。	円 額面金額で五千四百六十六億 内訳（別表のとおり） 六千八百七億三千五百四十九万八千円 五万円	振替法の規定による振替口座	簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	平成二十九年十月十七日 発行対象国債ごとに、額面金額 百円につき、次の算式により算 出した金額	$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \times \text{残存年数}$	（別表のとおり） 募入決定の通知を受けた者は、 払込金額に加え、次の算式によ り算出した金額を払込期日に 払い込むものとする。	

十四
利 子
償還期限
償還金額
入札の基
準とする
各発行の
対象債の
利回り
元利金支
払場所
入札参加
者
払込期日

の利率の子に日
額利前十経過と
面の債の第十日
の債の債の第の
額×各発行対象
の発行日かまが
×各発行日翌日
100×各期する
総額×各期する
各発行対象債の

第十号に規定する発行日後の
各発行対象債の支払期を支
払期とし、各支払期において、
次の算式により算出した金額
を支払う。ただし、支払期が銀
行休業日に当たるときは、そ
翌営業日に支払う（償還期限に
ついて同じ。）。

（別表のとおり）

額面金額百円につき百円
銘柄毎の基準利回りは、平成二
九年十月十三日付で日本証券
業協会が発表した公社債店頭
売買参考統計値表に掲載され
た平均値の単利利回り（平成二
十九年十月十三日午前九時以
前に訂正された場合には、訂正
後の当該単利利回り）とする。
日本銀行

平成二十九年十月十七日
財務大臣から通知を受けた者

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (第十三年回七)	○・八%	十年平 日十成 二月十二四	百五十億円
利付国庫債券 (第十三年回八)	○・六%	日年平 三成 三月二十五	一億円
利付国庫債券 (第十三年回九)	○・八%	日年平 六成 三月二十五	円四百三十億
利付国庫債券 (第十三年回)	○・八%	日年平 九成 三月二十五	円百三十二億
利付国庫債券 (第十三年回一)	○・六%	日年平 九成 三月二十五	四十三億円
利付国庫債券 (第十三年回二)	○・六%	十年平 日十成 二月十二五	五百三億円
利付国庫債券 (第十三年回三)	○・六%	日年平 三成 三月二十六	円八百三十八
利付国庫債券 (第十三年回四)	○・六%	日年平 六成 三月二十六	百十億円
利付国庫債券 (第十一年回六)	一・〇%	日年平 三成 三月二十五	円千二百二十六

（（利 第二付 百十国 七年庫 回）債 券）	（（利 第二付 百十国 一年庫 回）債 券）	（（利 第二付 百十国 回年庫 ）債 券）	（（利 第二付 九十国 十年庫 九）債 回券）	（（利 第二付 九十国 十年庫 七）債 回券）	（（利 第二付 九十国 十年庫 四）債 回券）	（（利 第二付 七十国 十年庫 七）債 回券）	（（利 第二付 七十国 十年庫 六）債 回券）	（（利 第二付 七十国 十年庫 二）債 回券）	（（利 第二付 七十国 十年庫 一）債 回券）	（（利 第二付 七十国 十年庫 回）債 券）	（（利 第二付 六十国 十年庫 四）債 回券）
二 ・ 一 %	二 ・ 四 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 四 %	一 ・ 九 %
日十平 二成 月四 二十年	三平 月成 二四 十年	三平 月成 二四 十年	十年平 日十成 二三月 二十九	日年平 九成 月三 二十九	日年平 三成 月三 二十九	日年平 三成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十七	日年平 九成 月三 二十六	日年平 六成 月三 二十六	日年平 六成 月三 二十六	日年平 九成 月三 二十五
三 十 三 億 円	三 十 四 億 円	四 十 九 億 円	九 十 四 億 円	一 億 円	五 十 四 億 円	十 二 億 円	十 二 億 円	三 十 億 円	二 十 億 円	九 十 三 億 円	三 十 二 億 円

（利付） （第三十回） （二十年） （国库） （債券）	（利付） （第二回） （二十年） （四年） （国库） （債券）	（利付） （第二回） （二十年） （三年） （国库） （債券）	（利付） （第二回） （二十年） （三年） （国库） （債券）	（利付） （第二回） （二十年） （三年） （国库） （債券）	（利付） （第二回） （二十年） （二年） （国库） （債券）	（利付） （第二回） （二十年） （二年） （国库） （債券）	（利付） （第二回） （二十年） （十年） （国库） （債券）	（利付） （第二回） （二十年） （十年） （国库） （債券）	（利付） （第二回） （二十年） （十年） （国库） （債券）	（利付） （第二回） （二十年） （九年） （国库） （債券）
二・四%	一・八%	一・七%	一・七%	一・八%	一・九%	一・九%	二・二%	二・一%	二・二%	一・九%
日年平 二成 月四 二十 十二	十年平 日十成 二四 月十 二四	日年平 六成 月四 二十 十四	日年平 九成 月四 二十 十三	日年平 九成 月四 二十 十三	日年平 六成 月四 二十 十三	日年平 三成 月四 二十 十三	十年平 日十成 二四 月十 二一	十年平 日十成 二四 月十 二一	日年平 六成 月四 二十 十一	日年平 三成 月四 二十 十一
円百 四 十 四 億	億二 円百 八 十 四	七 十 二 億 円	百 十 四 億 円	十 八 億 円	四 億 円	億七 円百 八 十 七	三 十 三 億 円	五 十 億 円	六 十 二 億 円	五 十 四 億 円

（利付第三十回国庫債券）
二・三%
平成五年四月二十二日
四十七億円